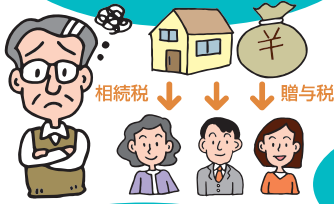


要予約

税理士による 無料個別相談のご案内

相続税・贈与税が
どれくらい
かかるか不安だ



相続税、贈与税の税制に
関わることは
何でもご相談ください!

土地の相続で評価額
80%まで減額される
「小規模宅地の特例」とは?



空き家を放置
したらどうなるの?



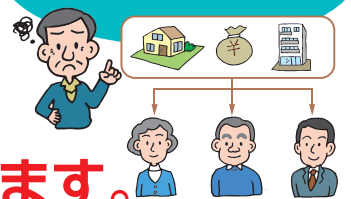
相続税の申告手続きは
どうすればいいの?



遺言書はどうやって
書けばいいの?



財産分けて兄弟姉妹の
もめごとはいやだな



経験豊かな税理士がご相談に応じます。

これまでに
ご相談された
皆さまに
「よくわかった!」
「頼りになる。」と
大変喜んで
いただいています。



■ 相談担当税理士

パナソニック ホームズ滋賀提携税理士

完全予約制

税務情報の収集

税金
のプロ

最新の税務動向を
入手し研究しています。

地元で活躍する
税理士

地域
密着

セミナーや相談会で
好評判。

相続税・贈与税の
申告多数

安心
の実績

事務経験豊富な税理士が
相談に応じます。

弁護士、司法書士とも提携、総合的なサポートが可能です。

戸籍謄本の収集、
相続登記などが必要な方

司法書士事務所をご紹介

法律問題で悩みのある方

大手法律事務所をご紹介

その他、必要に応じて

信託銀行をご紹介

※個別相談は、弊社南草津本社または税理士事務所へお越しください。

個別相談ご希望の方は、裏面のがきもしくは
WEB、お電話にてお申込みください。

パナソニック ホームズ滋賀株式会社

営業部 資産活用営業所

〒525-0055 滋賀県草津市野路町669番1

0120-61-8746

定休日/火曜日・水曜日 営業時間/10:00~18:00

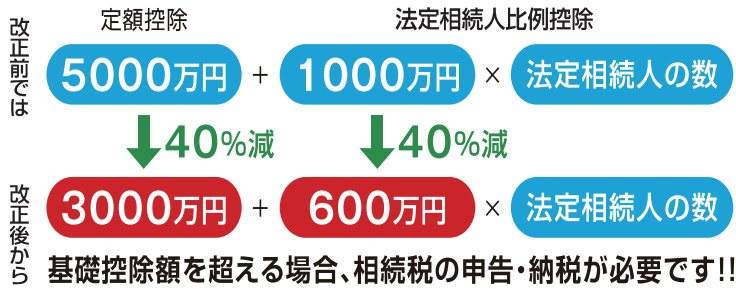


あなたの誇りを建てる。

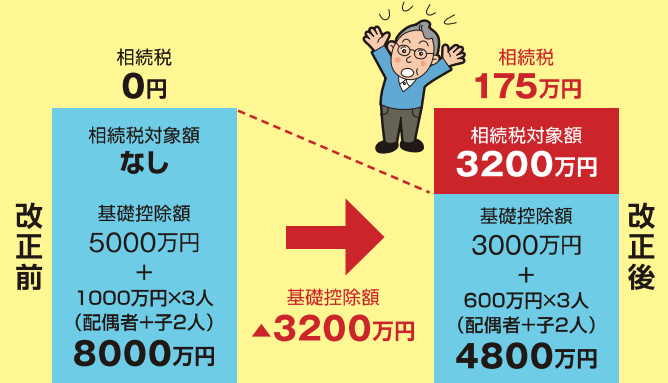
Panasonic Homes

基礎控除額の40%減額で、やはり相続税の課税対象者が増加!

下記のように基礎控除の金額が40%も減額され、課税対象者が増加しました。平成28年中に亡くなられた方は**131万人**、このうち相続税の申告が必要な方は**約10万6千人**となっています。



8000万円の遺産を配偶者+子2人で相続する場合、改正前では**非課税**、改正後では**3200万円が課税対象に!**



税金対策・賃貸経営・住まいづくりに役立つ資料を差し上げます。



① 成功する賃貸住宅経営の本



② パナソニック ホームズの特建事業



③ パナソニックの土地活用



④ 相続・贈与の税金



⑤ 成功する生前贈与



⑥ 空き家対策推進法と税金特例活用ガイド



⑦ 家族信託Q&A

お申込み・お問い合わせは

パナソニック ホームズ滋賀株式会社 資産活用営業所

〒525-0055 草津市野路町669番1 TEL.077-565-8761



0120-61-8746

受付時間 10:00~18:00(火・水曜日休・通話無料)